

欠でないEUへの渡航の一時的制限を適用することにより、外部国境を強化することで合意し、これに基づき各国により入域制限が実施されつつあります。特にこれらの国の全土において、感染者数が急速に増大するとともに、1万人当たりの感染者数も極めて高い状況となっています。

これらを含む様々な状況を総合的に勘案し、上記（1）に発出している感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））に引き上げます。なお、アイスランド及びサンマリノ全土については感染症危険情報レベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））を継続します。

2 レベル2の地域

アイルランド、英国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ルーマニア全土（継続）

シェンゲン協定の加盟国ではないEU加盟5か国（アイルランド、キプロス、クロアチア、ブルガリア及びルーマニア）、（上記1のレベル3の国を除く）シェンゲン協定加盟国及び英国全土については、レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）を継続します。

3 在留邦人及び渡航者の皆様におかれては、感染の更なる拡大や行動制限措置の強化の可能性も念頭に、現地の最新情報の収集と感染予防に万全を期してください。

【在留届及び「たびレジ」への登録のお願い】

海外渡航前には、万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。（詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照）

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）4475

○海外安全ホームページ：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

（現地在外公館連絡先）

欧州の在外公館は、以下の外務省ホームページをご参照ください。

○外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

[戻る](#)